

譲渡地域会館の除却費補助について

【経過と課題】

本市では、大阪府等から移管を受けた自治会館 17 館を校区自治連合会に地域会館として譲渡し、これらの建て替えに伴い除却費補助制度を平成 14 年度に創設しました。

しかし、現行の地域会館の除却費の補助単価は、平成 22 年度の地域会館の除却工事費を元に積算しているため、その後の労働単価の高騰[全国労務費単価 H29 年 3 月、平成 24 年度比(↑43.3%)]等により、工事単価そのものも高騰しており、見直しが必要となっています。

また、譲渡地域会館の多くは、現在、建築後 40 年程度が経過しており、この年代の建物については、アスベストが含有された建材が使用されている可能性があります。

アスベストが含有された建材が使用されている建物を除却する際には、大気汚染防止法等の法律に基づき適切な処理をすることが必要となっています。



【対応策】

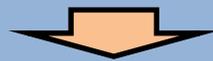
譲渡地域会館のアスベストの飛散防止費用や昨今の労務単価の高騰に対応するため、建替えに伴う除却工事の補助対象工事費の上限を現行の 24,000 円/㎡⇒42,000 円/㎡に引き上げる(補助率 9/10)。

校区地域会館の高濃度 PCB 廃棄物の処理に対する補助制度の創設について

昭和 52 年 3 月以前に建てられた建物（居宅を除く）の業務用・施設用照明器具等には、人体に有害な高濃度 PCB を含有した安定器が使用されている場合があります。高濃度 PCB 廃棄物の処理は、処理期間が平成 33 年 3 月 31 日までとなっているため、校区地域会館の高濃度 PCB 廃棄物の処理に対して補助を行う。

校区地域会館の高濃度 PCB 廃棄物の処理に対する補助制度の創設

- ① 昭和 52 年 3 月以前に建てられた校区地域会館の照明器具等について、「PCB 含有調査の実施」



- ② 調査により、PCB の含有が判明した照明器具等は、「取り外した後、保管し、国が唯一指定する処理業者（JESCO）に処理を委託」する必要があります。

<制度案>

【PCB 含有調査委託料補助】

補助率 10/10 補助上限額 350,000 円

【JESCO への処理費（補助率 10/10）】

1. 照明器具安定器⇒ 補助上限額 1 台当たり 28,000 円
2. 高圧変圧器又は、高圧コンデンサー⇒ 補助上限額=167,000 円

【処理施設への運搬費（安定器の処理場は、北九州市だけ（補助率 10/10））】

補助上限額 1,000,000 円

【器具の取り換え経費（補助率 9/10）】

1. 照明器具の取り換え 1 台当たり 30,000 円
2. 高圧変圧器又は、高圧コンデンサーの取り換え経費 ⇒ 補助上限額 700,000 円